

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

以下のとおり公表します。  
平成27年3月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 七左衛門  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 五十嵐 晃  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 櫻井 弘

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府 県所管 の区分	応札・応募 者数	
新国立劇場(中劇 場)舞台機構設備 整備工事	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成27年3月31日	森平舞台機構株式 会社／東京都台東 区花川戸2-11-2	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	221,292,000	220,860,000	99.8%					
新国立劇場(オペ ラ劇場)舞台機構 設備整備工事	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成27年3月31日	三菱重工メカトロシ ステムズ株式会社 ／兵庫県神戸市兵 庫区和田宮通5-4- 22	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	131,760,000	131,760,000	100.0%					
国立劇場舞台機構 改修工事(大劇場)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成27年3月31日	三精テクノロジーズ 株式会社／大阪府 吹田市江坂町1- 13-18	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	52,207,200	50,760,000	97.2%					
国立劇場舞台機構 改修工事(小劇場)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成27年3月31日	森平舞台機構株式 会社／東京都台東 区花川戸2-11-2	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	8,838,720	8,812,800	99.7%					

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

以下のとおり公表します。  
平成27年3月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 七左衛門  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 五十嵐 晃  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 櫻井 弘

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府 県所管 の区分	応札・応募 者数	
国立文楽劇場エレ ベーター等改修工 事	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立文楽劇場部長・ 櫻井弘／大阪府大 阪市中央区日本橋 1-12-10	平成27年3月31日	株式会社日立ビル システム／東京都 千代田区神田淡路 町2-101	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	89,402,400	89,186,400	99.8%					
国立文楽劇場舞台 吊物機構更新工事 第2期	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立文楽劇場部長・ 櫻井弘／大阪府大 阪市中央区日本橋 1-12-10	平成27年3月31日	三精テクノロジーズ 株式会社／大阪府 大阪市宮原4-3-29	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	113,715,360	107,136,000	94.2%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。